# 日本産業勞働協進組合結成大會

## ●・報　告　書・●

### 宣　言

日本の現狀を具さに檢討するに、今や、政治、經濟、産業、教育、道德百般に渉りて、破綻を來し、必然的その權威を失墜し、社會人心に極度の不安と焦燥を釀成せしめ、然も絶望的機運を高潮せしめつゝあるは、洵に吾等の遺憾とする所である。是れ卽ち吾が建國の理想に基く大和民族性を閑却し、漫りに歐米獨有の物質文化にのみ沒頭したる所以のものにして、就中産業經濟機構の上に於ても、社會實狀の透視眼に乏しき多くの資本家階級は、只だ自己の利潤のみに沒頭しあまりと勞働階級をして、冷眼嫌忌するの狀態にあつて其の發達の上に、大なる障害を來したるは此處に多言を要する迄もなく、且亦過去に於ける、勞働組合の其の多くは西歐直譯の思想にカブレ、徒らに階級鬪爭を以て事を構へるの狀態にあつて、社會の實相を顧みる所なく專ら、自我に執着したる、偏狹の結果、我國産業の上に、一大危機をカモシ來たと云ふも敢て過言で無いと信ずる。

この故に我等は建國の精神に立脚し、國家産業に貢獻せん事を其の綱領に誓ひ、斯くの如き狀態にある勞資の自覺と反省を、斷じて促さゞるを得ないのである。凡そ國家産業の興隆と國利民福を期する上に於ては、國民精神を阻害して到底是を庶幾する能はず、玆に於て吾等は醇乎として醇なる、建國の本義を基調とする國家的信念に立脚して、和衷協力以て現實に卽し、國力の增進と全勤勞大衆の社會的將亦、經濟的向上に、一路猛進せんことを誓ふ

右誓言す

昭和八年八月八日

日本産業勞働協進組合結成大會

### 綱　領

一、我等は雄大にして尊嚴なる建國の理想に從ひ情義を重じ和衷協力して識見の涵養德操の確立技術の進步を圖り以て國家産業の發達を期す。

二、我等は强固なる結束により相互の福利を增進せしめ着實有效なる方法を以て勞働條件の維持改善を圖り社會共存共榮の實績を擧げん事を期す。

一、我等は我國獨自の國情と國民性とに立脚し純日本的社會の發展を期し國家を無視し私利私鬪を逞しうする徒輩に對しては斷乎として屈服を期す。

### 規　約

#### 第一章　總　則

第一條　本組合を日本産業勞働協進組合と稱し本部を八幡市に置き、支部を各工場及地方に置く。

第二條　本組合は、綱領並に決議の遂行を以て目的とす。

第三條　本組合は前條の目的を達成する爲め左の專門部を置く。

一、組織部　二、教育部　三、出版部
四、廣務部　五、調査部　六、事業部
七、辯論部　八、救濟部

#### 第二章　組　織

第四條　本組合は本組合の主旨に贊同する製鐵從業員並に一般勞働者を以て組織す。

#### 第三章　機　關

第五條　本組合に左の機關を置く。

一、大　會
二、常務理事會
三、理事會
四、幹事會
五、評議委員會
六、役員總會
七、支部長會

第六條　大會は本組合最高決議機關にして、年一回開催し、大會代議員並に全役員を以て構成し、組合長之を召集す。

但し理事會に於て必要と認めたる場合、又は一組合員總數二分の一以上の同意得て要求ありたる場合は臨時大會を開催する事を得。

第七條　大會代議員は、各支部より組合員二十名に付一名の割合を以て選出するものとす。

第八條　常務理事會、理事會、支部長會は、必要に應じ理事長之を召集す。

第九條　幹事會、評議員會は必要に應じ支部長之を召集し常務理事以上之れに參與するものとす。

#### 第四章　役　員

第十條　本組合に左の役員を置く。

組合長　一名
副組合長　若干名
理事長　一名
顧問　若干名
會計長　一名
監査役　若干名
常務理事　若干名
理事　若干名
書記　若干名

第十一條　組合長は、本組合を統轄し、大會に於て選出するものとす。

副組合長は組合長を補佐し、組合長事故ある時は之を代理し大會に於て選出するものとす。

理事長は組合長の指示を受け會務を處理し大會に於て選出するものとす。

顧問は本組合の諮問機關にして、本組合一切の會議に參與する權能を有し正副組合長、理事長會議の上推薦し理事會の承認を得るものとす。

會計長は、本組合金錢の收支並に財産管理の責を負ふものとし、正副組合長理事長會議の上之を選任す。

監査役は、本組合會計狀態並に財産保管等を監査するものとし正副組合長理事長合議の上選任するものとす。

常務理事は本組合の執行機關にして理事中より正副組合長理事長合議の上之を選任す。

理事は、本組合決議遂行機關にして、正副組合長理事長合議の上之を選任す。

第十二條　本組合支部に左の役員を置く

支部長　一名
副支部長　若干名
幹事　若干名
評議員　若干名
會計　若干名

第十三條　支部長は支部を統轄し、支部組合員に於て選出するものとす。

副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は之れを代理し、支部組合員に於て選出するものとす。

幹事は支部內の事務を處理し、正副支部長合議の上之を選任す。

評議員は、支部內の決議機關にして、正副支部長合議の上之を選任するものとす

會計は本部會計長と連絡を採り支部內會計事務を掌り、正副支部長之を選任す。

第十四條　本組合役員の任期は滿一ケ年とす。

但し再選を妨げず。

第十五條　本組合役員に缺員を生じたる場合は直ちに補充するものとす。

但し任期は前任者より通算す。

#### 第五章　加盟及脫退

第十六條　本組合に加盟せんとする時は、規定の申込書に依り支部に屆出るものとす。

第十七條　本組合員にして、脫退せんとする時は、其の理由を明記し屆出づべし。

第十八條　本組合員にして左の各項に該當するものに對しては、理事會の決議に依り除名することあるべし

一、本組合の統制を紊したるもの
二、故なく組合費を三ケ月以上滯納したるもの。

#### 第六章　會　計

第十九條　本組合の經費は、組合費及寄附金並に事業に依る收入を以て之に充つ

但し組合費は一ケ月男子拾錢女子五錢とす。

第二十條　本組合費は理由の如何を問はず返還せざるものとす

#### 附　則

第廿一條　本規約は大會の決議を經るにあらざれば變更することを得ず。

第廿二條　本規約は昭和八年八月八日より之を適用す。

創立昭和八年八月八日

日本産業勞働協進組合